

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 106
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

「鳥取県医療施設等経営強化緊急支援事業給付金」 のご案内

以前示されていた令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業の申請について県から情報が発出されました。概要は以下の通りです。

【支給対象】

○令和7年3月31時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、診療所、訪問看護事業所

【支給の対象となる取り組み】

○令和6年4月1日から令和8年3月31日までに実施した以下の取り組みのいずれか（複数可）に係る経費（消費税及び地方消費税は含まず）

分類	対象となる取り組み
ICT機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
タスクシフト/シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア
給付金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、すでに雇用している職員の賃金改善

【支給上限】

○給付事業の対象となる取組に係る経費と上限額を比較し、低い方の額を給付されます。

1. 病院・有床診療所（4床以下の診療所を除く）

申請時点の許可病床数×40,000円

2. 有床診療所（4床以下）・無床診療所・訪問看護ステーション

1施設当たり180,000円

【申請期限】

○令和8年2月27日(金)

【実績報告期限】

○令和8年4月6日(月)

【手続き】

○「支給申請書兼口座振込依頼書」及び「別紙様式第1号（申請書）」を電子メール、郵送又は持参により提出

○申請時点で既に給付事業の対象となる取組に係る支払いを完了している場合「別紙様式2（実績報告書）」の提出が必要です。

○申請時に「別紙様式1」のみを提出した場合、対象の取組に係る支払の完了後に「別紙様式2」の提出が必要です。

※申請書は鳥取県ホームページもしくは右記二次元コードからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療政策課 医療政策担当

☎0857-26-7182

